

# 第18回 川薩地区法定合併協議会

## 資 料

日時 平成16年5月28日(金) 午後1時30分から

場所 ホテルグリーンヒル(樋脇町)

川薩地区法定合併協議会

# 第18回川薩地区法定合併協議会

日時：平成16年5月28日(金) 午後1時30分から 場所：ホテルグリーンヒル(樋脇町)
--

## 会 次 第

### 1.開 会

### 2.会長あいさつ

### 3.新委員委嘱状交付

### 4.事務局職員(併任)紹介

### 5.議 事

(1)総務大臣からの同意回答について P6

(2)議案審議  
議案第73号 川薩地区法定合併協議会平成16年度歳入歳出補正予算「第1回」(案)について P8

(3)報告事項

市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続きについて	P11
テレビ会議システムの運用開始について	P50
新市誕生シンポジウムの開催について	P52
一部事務組合の協議状況について	P53
事務の進捗状況について	P54

### 6.その他

次回協議会の開催等について	P55
薩摩川内市開設スケジュールについて	P56

### 7.閉 会

名簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
川内市	行政	市長	森 卓朗	会長
		助役	岩切 秀雄	
	議会	議長	今別府 哲矢	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	岩下 早人	
	学識経験者		田中 憲夫	
			今村 妙子	
樋脇町	行政	町長	黒瀬 一郎	副会長
		助役	宮脇 秀隆	
	議会	議長	帯田 博美	
		副議長	田島 春良	
	学識経験者		中島 増夫	
			宮元 泰子	
入来町	行政	町長	福元 忠一	
		助役	石塚 政揮	
	議会	議長	山本 佐敏	
		副議長	加治屋 秀則	
	学識経験者		田島 忠志	
			吹田 紘男	
東郷町	行政	町長	森園 正堂	欠席
		助役	和田 国昭	
	議会	議長	北迫 茂	
		副議長	古里 貞義	
	学識経験者		山元 温治	
			田原 ハルエ	
祁答院町	行政	町長	今村 松男	
		助役	村原 政和	
	議会	議長	里永 十藏	
		合併問題対策特別委員会委員長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
			平林 徳子	

市町村名	区分	職名	氏名	摘要
里 村	行政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷲山 和平	
	議 会	議 長	平嶺 道夫	
		副議長	外園 加一	
	学識経験者		純浦 勝志	欠席
			山下 廣江	
上 甌 村	行政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	中能 重行	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
			石原 弘子	
下 甌 村	行政	村 長	町 弘道	
		総務課長	西手 正孝	
	議 会	議 長	中川 三継	
		副議長	宮 和勇	
	学識経験者		日笠山直宏	
			宮野イネ子	
鹿 島 村	行政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		副議長	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
			田中 永子	

## 2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	服部 正人	欠席
	総務部地方課市町村合併推進室長	古川 伸二	欠席
	川内総務事務所長	宮路 克夫	

事務局

事務局職名	氏 名	市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	川野 眞司	川内市(鹿児島県から派遣)
事務局次長	津曲 利郎	川内市
事務局次長	奥平 幸己	東郷町
総務消防議会班長	井手上 和洋	祁答院町
企画産業建設班長	古川 英利	川内市
市民福祉教育班長	森園 一春	入来町

事務局職員（平成16年5月1日併任発令）

所属グループ	市町村名	所属部課名	役 職	氏 名
総務消防議会班  法制選挙 グループ	川内市	総務課	文書法制係長	堂元 清憲
	川内市	総務課	主事	宮田 高敬
	川内市	総務課	主事	小島早智子
	川内市	総務課	主事	池満 孝一
	樋脇町	総務課	主事	武田 牧人
	入来町	総務課	主事	柿内 大樹
	東郷町	総務課	主査	神川健一郎
	祁答院町	総務課	主査	間淵 道信
	里村	総務課	主事	大村 淳
	上甑村	総務課	主査	榎 大作
	下甑村	議会事務局	主事	迫田 陽一
	鹿島村	総務課	主事	橋野 勝也
	企画産業建設班  情報政策 グループ	川内市	情報推進	課長補佐兼地域情報係長
川内市		情報推進課	地域情報係主査	宮内 博文
川内市		情報推進課	事務管理係主査	茶園 勝久
川内市		情報推進課	行政情報係長	佐多 誠一
川内市		情報推進課	行政情報係主査	福元 昭宏
川内市		情報推進課	主事	福山 勝広
川内市		情報推進課	主事	堂元 光信
川内市		情報推進課	主事	井ノ下真一
川内市		情報推進課	主事	上田 雄介
川内市		情報推進課	主事	新原久仁子

## 5. 議 事

### (1) 総務大臣からの同意回答について

年 月 日	経 緯
平成 16 年 2 月 19 日	合併協定調印式
平成 16 年 3 月 9 日 ~ 平成 16 年 3 月 26 日	1 市 4 町 4 村 議 会 で 廃 置 分 合 議 決
平成 16 年 4 月 5 日	鹿児島県知事へ廃置分合申請
平成 16 年 4 月 19 日	鹿児島県知事が総務大臣へ協議書の提出
平成 16 年 4 月 28 日	総務大臣協議 ( 回答 )
平成 16 年 6 月	県議会議決 ( 6/2 ~ 6/18 ) 廃置分合の県知事決定
平成 16 年 7 月	総務大臣への届け出
平成 16 年 8 月	総務大臣告示
平成 16 年 10 月 12 日	薩摩川内市誕生

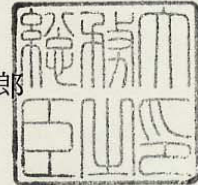


総行市 第164号

平成16年 4月28日

鹿児島県知事 須賀 龍郎 様

総務大臣 麻生 太郎



廃置分合に伴う市制施行に係る協議について (回答)

平成16年4月19日付け地第76号で協議のあった川内市、薩摩郡樋脇町、同郡入来町、同郡東郷町、同郡祁答院町、同郡里村、同郡上甑村、同郡下甑村及び同郡鹿島村を廃し、その区域をもって薩摩川内市を設置することについては、異議がありません。



( 2 ) 議案審議  
議案第 7 3 号

川薩地区法定合併協議会平成 1 6 年度歳入歳出補正予算 ( 案 ) 【第 1 回】について

川薩地区法定合併協議会平成 1 6 年度歳入歳出補正予算【第 1 回】を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 5 月 2 8 日 提出

川薩地区法定合併協議会  
会 長 森 卓 朗

平成16年度川薩地区法定合併協議会歳入歳出補正予算書【第1回】

平成16年度川薩地区法定合併協議会歳入歳出補正予算【第1回】は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,100千円を追加し、歳入歳出それぞれ71,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のとおりとする。

(補正の理由)

川薩地区法定合併協議会の組織体制が、合併協議体制から「薩摩川内市」開設作業体制へ移行したことに伴い、事務局職員20名を102名に増強したことならびに、6,644項目の開設作業について、分科会中心の作業方式から事務局集中作業方式へ変更したことに係る所要経費について補正するものである。

歳入の部

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節・説明
1	負担金		59,989	4,502	64,491	
	1	負担金	59,989	4,502	64,491	
		1 負担金	59,989	4,502	64,491	構成市町村負担金 内訳は下表参照
2	繰越金		10	6,598	6,608	
	1	繰越金	10	6,598	6,608	
		1 繰越金	10	6,598	6,608	平成15年度からの繰越金
3	諸収入		1	0	1	
	1	諸収入	1	0	1	
		1 預金利子	1	0	1	普通預金利子
		2 雑入	0	0	0	
		計	60,000	11,100	71,100	

構成市町村負担金の算出

市町村	補正前	補正額	補正後	参考(補正後の負担金の算出)			
				世帯数	割合	世帯割分	均等割分
川内市	10,461,000	502,000	10,963,000	28,619	68.7%	4,534,000	6,429,000
樋脇町	6,422,000	500,000	6,922,000	3,087	7.4%	490,000	6,432,000
入来町	6,327,000	500,000	6,827,000	2,491	6.0%	395,000	6,432,000
東郷町	6,301,000	500,000	6,801,000	2,324	5.6%	369,000	6,432,000
祁答院町	6,213,000	500,000	6,713,000	1,772	4.2%	281,000	6,432,000
里村	6,030,000	500,000	6,530,000	623	1.5%	98,000	6,432,000
上甑村	6,087,000	500,000	6,587,000	974	2.3%	155,000	6,432,000
下甑村	6,145,000	500,000	6,645,000	1,346	3.2%	213,000	6,432,000
鹿島村	6,003,000	500,000	6,503,000	447	1.1%	71,000	6,432,000
計	59,989,000	4,502,000	64,491,000	41,683	100.0%	6,606,000	57,885,000

世帯割分：協議会だより発行の事業費相当額

歳出の部

(単位：千円)

款	項	目	節	補正前 の額	補正額	補正後 の額	備考	
1	1 会議費	1 会議運 営費	報 酬	656	0	656		
			旅 費	1,192	0	1,192		
			需 用 費	471	141	612		
			委 託 料	1,650	0	1,650		
			使 用 料 及び賃借料	1,738	0	1,738		
		会議運営費計			5,707	141	5,848	
	会議費計			5,707	141	5,848		
	2 事務局費	1 事務局 運営費	報 酬	21	0	21		
			賃 金	1,485	495	1,980	臨時職員雇上料 495	
			報 償 費	20	0	20		
			旅 費	3,142	1,850	4,992	電算統合作業他事務打合せ旅費 1,850	
			需 用 費	5,061	6,015	11,076	協議資料用紙代等消耗品 6,015	
			役 務 費	1,180	960	2,140	電話代等通信運搬費 960	
		使 用 料 及び賃借料	2,463	846	3,309	事務室フロア-賃借料 846		
	事務局運営費計			13,372	10,166	23,538		
事務局費計			13,372	10,166	23,538			
<b>運営費計</b>				<b>19,079</b>	<b>10,307</b>	<b>29,386</b>		
2	1 広報 広聴費	1 広報広聴 事業費	委 託 料	7,506	700	8,206	協議会ホームページ・事務局サ ーバー運営委託(文書サーバー 容量増設) 700	
			広報広聴事業費計			7,506	700	8,206
	広報広聴費計			7,506	700	8,206		
	2 準備 事業費	1 準備事務 事業費	需 用 費	2,600	0	2,600		
			委 託 料	27,700	0	27,700		
		準備事務事業費計			30,300	0	30,300	
		2 市章募集 検討事業費	報 償 費	375	93	468	市章検討小委員会委員報酬、アド バイザー謝金 93	
			旅 費	681	0	681		
			需 用 費	81	0	81		
	委 託 料		1,500	0	1,500			
	市章募集検討事業費			3,015	93	3,108		
準備事業費計			33,315	93	33,408			
<b>事業費計</b>				<b>40,821</b>	<b>793</b>	<b>41,614</b>		
3	1 予備 費	1 予備費	予 備 費	100	0	100		
		予備費計			100	0	100	
	予備費計			100	0	100		
<b>予備費計</b>				<b>100</b>	<b>0</b>	<b>100</b>		
<b>歳出合計</b>				<b>60,000</b>	<b>11,100</b>	<b>71,100</b>		

(3) 報告事項

# ①市町村合併に伴う住所表示の変更に係る主な手続き一覧表

・ 国関係	.....	12ページ
・ 県関係	.....	16ページ
・ 市役所関係	.....	35ページ
・ その他の機関	.....	47ページ

住所変更が必要な場合は、平成16年10月12日から「住所表示変更証明書（無料）」（合併の伴うもの）を発行しますので、ご使用ください。

事前に「関係機関」・「担当部・課」へお問い合わせください。

なお、原則として、法人(会社)及び組織名を変更する場合は、変更の手続きが必要となります。

「市役所関係」の「担当部・課」については、組織・事務分掌が確定次第整理いたします。

## 川薩地区法定合併協議会

国関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

件名	該当者	住所変更の手続き		関係機関
		要・不要	手続きの方法等	
1 郵便番号	全市民	一	郵便番号の変更はありません。 旧町名の郵便番号を新町名が引き継ぎます。(例：川内市神田町の郵便番号を薩摩川内市神田町が引き継ぎます。) ただし、合併前の樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村の郵便番号のうち郵便番号簿に記載がない場合については、「895-0000」に統一されます。	近隣の郵便局の連絡先については、次のとおりです。  川内郵便局 電話：22-4262 西方郵便局 電話：28-0042 高城郵便局 電話：22-8551 川内五代郵便局 電話：23-6555 水引郵便局 電話：26-2017 高江郵便局 電話：27-2733 隈之城郵便局 電話：23-6551 川内大小路郵便局 電話：23-6552 永利郵便局 電話：23-6554 吉野山郵便局 電話：29-2042 上川内郵便局 電話：23-6553 陽成郵便局 電話：30-2557 城上郵便局 電話：30-2558 川内向田郵便局 電話：23-6556 川内中郷郵便局 電話：20-6550 樋脇郵便局 電話：37-2042 市比野温泉郵便局 電話：38-0042 入来麓郵便局 電話：44-2074 入来郵便局 電話：44-2042 東郷郵便局 電話：42-0042 南瀬郵便局 電話：42-4130 東郷烏丸郵便局 電話：42-0014 東郷山田郵便局 電話：42-4542 祁答院郵便局 電話：55-0042 蘭牟田郵便局 電話：56-0111 里郵便局 電話：(09969)3-2042 中甑郵便局 電話：(09969)2-0042 平良郵便局 電話：(09969)2-0511 瀬上郵便局 電話：(09969)2-0512 手打郵便局 電話：(09969)7-0042 長浜郵便局 電話：(09969)5-0044 青瀬郵便局 電話：(09969)5-0042 西山郵便局 電話：(09969)5-0014 鹿島郵便局 電話：(09969)4-2042
2 郵便貯金通帳 簡易保険証書 郵便貯金キャッシュカード	左記の通帳等をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 なお、通帳面の住所の書き換えを希望される方は郵便局の窓口において手続きをしてください。	

国関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		関係機関
		要・不要	手続きの方法等	
3 普通自動車及び二輪の小型自動車（排気量250cc以上）の使用者・所有者の住所（自動車検査証）	左記の自動車をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 ただし、譲渡及び廃車される際は、新市で発行する住所変更の証明書を添付のうえ、手続きを行ってください。	九州運輸局鹿児島運輸支局 登録部門 鹿児島市谷山港2丁目4-1 電話：(099)261-9193
4 訴え提起等（訴訟の提起、調停の申立、破産及び再生の申立、執行の申立等）について	左記の当事者	要	住所表示変更後の正しい住所を記載してください。 なお、裁判所管轄に変更はありません（旧甑島4村の簡易裁判所の土地管轄は、甑島簡易裁判所になります。）。	鹿児島地方裁判所川内支部 鹿児島家庭裁判所川内支部 川内簡易裁判所 川内市花木町2-20 電話：22-2154 甑島簡易裁判所 薩摩郡上甑村中甑480-1 電話：(09969)2-0054
5 係属中の事件について	左記の当事者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 なお、個々の事件で、裁判所書記官から住所表示変更届出等の指示があった場合は、協力してください。	川内検察審査会 川内市花木町2-20 電話：22-2154
6 検察審査会への審査申立及び係属中の事件への対応について	左記の当事者	要	住所表示変更後の正しい住所を記載してください。 係属事件については、合併時に、住所変更の手続きは、必要ありません。	川内検察審査会 川内市花木町2-20 電話：22-2154
7 軽自動車に関する手続きについて	軽自動車をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	(社)全国軽自動車協会連合会 鹿児島県事務取扱所 鹿児島市谷山港2-4-3 電話：(099)261-4011 軽自動車検査協会 鹿児島事務所 鹿児島市谷山港2-4-38 電話：(099)262-0606
8 二輪の軽自動車（126cc～250cc）の使用者・所有者	軽二輪自動車をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	(社)全国軽自動車協会連合会 鹿児島県事務取扱所 鹿児島市谷山港2-4-3 電話：(099)261-4011

国関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

件名	該当者	住所変更の手続き		関係機関
		要・不要	手続きの方法等	
9 労働条件関係の各種届出	該当事業所	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	川内労働基準監督署 川内市若葉町4-24 川内合同庁舎4階 電話：22-3225
10 安全衛生関係の各種届出、検査証、免許	該当事業所、個人	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
11 労災補償関係の各種届出	該当事業所、個人	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
12 土地・建物の登記簿に所有者・抵当権者等として旧市町村の住所で登記されている方について	左記の該当者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 所有者等の住所は新市名に読み替えますので、何ら問題は ありません。 新市名に変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の 証明書を添付して、住所変更登記申請をしてください。	鹿児島地方法務局川内支局 川内市若葉町4-24-2F 電話：22-2300 鹿児島地方法務局宮之城出張所 薩摩郡宮之城町屋地2030 電話：53-0254 鹿児島地方法務局上甕出張所 薩摩郡上甕村中甕490-3 電話：(09969)2-0046 鹿児島地方法務局下甕出張所 薩摩郡下甕村手打1199-2 電話：(09969)7-0041
13 旧市町村に本店を有する会社・法人及び代表者等役員の住所について	左記の該当者	不要	本店・事務所の住所変更の手続きは、必要ありません。 法務局で順次、修正します。 代表者等役員の住所は新市名に読み替えますので、何ら 問題はありません。 新市名に変更を希望される方は、新市で発行する住所変更の 証明書を添付して、住所変更登記を申請してください。 <u>祁答院町、里村、上甕村、下甕村、鹿島村に本店を有する 会社・法人の登記及び謄本、証明書については、合併後 は鹿児島地方法務局川内支局において取り扱います。</u>	
14 国民年金、厚生年金の被保険者及び受給者の住所変更届	左記の該当者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	川内社会保険事務所 川内市平佐町2223番地 電話：22-5276
15 河川占有許可証を受けている方	左記の該当者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 更新や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。	国土交通省 川内川河川事務所 川内市東大小路町20-2 電話：22-3271

国関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの可否を簡潔に示したもの。

件名	該当者	住所変更の手続き		関係機関
		要・不要	手続きの方法等	
16 公正証書を受けている方	左記の該当者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 なお、新市発足前に作成された公正証書に基づき、新市発足後に権利義務を実行する際には、新住所の住民票等を求められる場合があります。	川内公証役場 川内市大小路町3451 電話：22-5448
17 雇用保険適用事業所の住所変更	左記保険の適用事業所	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 入来町、祁答院町の管轄は、従来どおり宮之城公共職業安定所になります。	川内公共職業安定所 川内市若葉町4番24号 電話：22-8609 宮之城公共職業安定所 薩摩郡宮之城町屋地2035-3 電話：53-0153
18 雇用保険失業給付の受給に係る住所変更	左記給付の受給資格者・離職票保持者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 入来町、祁答院町の管轄は、従来どおり宮之城公共職業安定所になります。	九州農政局鹿児島農政事務所 地域第一課 川内市勝目町4137-5 電話：22-4156
19 米穀の出荷又は販売の事業の開始届	左記の該当者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所 鹿児島市浜町2番5号 電話：099-216-3111
20 道路占有許可（国道関係）	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	



**県関係**

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
1 定款又は寄附行為の変更認可の申請	公益法人	不要	事務所の住所変更手続きは必要ありません。	各公益法人所管課
2 宗教法人の規則変更	宗教法人	要	規則の変更届けが必要です。	学事文書課 私立幼稚園係 099-286-2146
3 学校法人の変更登記	学校法人	要	変更登記完了届けが必要です。	学事文書課
4 学校法人の寄附行為の変更	学校法人	要	学校法人寄附行為一部変更届けが必要です。	私立学校係 私立幼稚園係 099-286-2146
5 私立学校の学則(園則)変更	私立幼稚園、小、中、高等学校、専修学校、各種学校	要	学則(園則)変更届けが必要です。	
6 免税軽油使用者証	免税軽油の使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免税証の交付申請時に使用者の住所変更を行います。	各総務事務所 鹿児島 099-223-0161(代) 加世田 0993-51-3111(代)
7 免税軽油共同使用者証	免税軽油の共同使用者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免税証の交付申請時に使用者の住所変更を行います。	川内 0996-23-5151(代) 加治木 0995-63-3111(代) 大隅 0994-82-1111(代) 鹿屋 0994-43-3121(代)
8 軽油引取税に係る営業の開廃業の届出書	元売業者、特約業者及び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
9 軽油引取税に係る販売契約の締結等の届出書	元売業者、特約業者及び石油製品販売業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	各支庁財務課
10 軽油引取税に係る特別徴収義務者登録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	熊毛 0997-22-1131(代) 大島 0997-53-1111(代)
11 ゴルフ場利用税に係る登録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
12 法人の異動届出書	納税義務者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
13 自動車税、自動車取得税申告書	自動車の取得者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	自動車税管理事務所 099-261-5611 各総務事務所 各支庁財務課

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの可否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
14 高圧ガス関連・製造等の許可・届出	高圧ガス取扱事業者	一部要	市町村名のみの変更については住所変更の手続きは必要ありませんが、字名等が変更となる場合は、変更手続きが必要です。	消防防災課 保安係 099-286-2262
15 高圧ガス関連・LPガス設備士免状	設備士免状取得者			
16 火薬類・譲受、消費等の許可・届出	火薬類取扱事業者			
17 政治団体の異動届	政治団体の代表者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	選挙管理委員会事務局 099-286-2237
18 旅券(パスポート)	有効旅券所持者	不要	住所変更の手続きの必要はありません。なお、最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正していただいて結構ですが、他のページに書き込みをすると無効となりますのでご注意ください。	県民交流センター 099-221-6611 各総務事務所 加世田 0993-53-3111(代) 川内 0996-23-5151(代) 加治木 0995-63-3111(代) 大隅 0994-82-1111(代) 鹿屋 0994-43-3121(代)
19 旅券(パスポート)	旅券申請者	-	旅券発給申請のために申請前6ヶ月以内に取得した住民票・戸籍謄(抄)本は、合併前のものでも使用できます。	各支庁総務課 熊毛 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2211 大島 0997-53-1111(代) 瀬戸内 0997-72-2111 喜界 0997-65-2091(代) 徳之島 0997-82-1333(代) 沖永良部0997-92-1632(代)
20 不動産鑑定業者の登録	不動産鑑定業者	要	変更の手続きを行ってください。	企画調整課 土地対策係 099-286-2363
21 不動産鑑定士の登録	不動産鑑定士	要	変更の手続きを行ってください。	

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
22 特定非営利活動法人の認証	左記の認証を受けている方	要	定款記載の住所変更を行い、届け出を行ってください。(変更時期は、合併後直近の総会後で結構です。)	県民生活課 企画調整係 099-286-2518
23 消費生活協同組合の定款変更の届出及び認可	消費生活協同組合	要	組合の事務所の所在地についての定款変更を行い届け出てください。 なお、組合の区域が変更になる場合は、定款変更を行い認可申請を行ってください。	県民生活課 消費生活係 099-286-2521
24 一般廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境整備課 一般廃棄物係 099-286-2599
25 産業廃棄物処理業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境整備課 産業廃棄物係 099-286-2600
26 産業廃棄物処理施設設置許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境整備課 産業廃棄物係 099-286-2600
27 鳥獣捕獲許可証	左記許可証等の所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請時に併せて手続きを行ってください。 なお、書き換えを希望される方は、市町村の担当窓口で手続きができます。(なお、一部の捕獲許可については、県が窓口になります。)	環境保護課 野生生物係 099-286-2616
28 鳥獣飼養登録票				
29 自然公園法に係る許認可	許認可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境保護課 自然公園係 099-286-2617
30 水質汚濁防止法に係る特定施設の設置届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴い会社名・組織名等が変わる場合には変更手続きが必要です。	環境管理課 水質係 099-286-2629

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの可否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
31 大気汚染防止法に係るばい煙、一般粉じん及び特定粉じん発生施設の設置届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴い会社名・組織名等が変わる場合には変更手続きが必要です。	環境管理課 大気係 099-286-2627
32 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設の設置届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境管理課 環境管理係 099-286-2624
33 鹿児島県公害防止条例に基づく特定施設の届出(騒音、汚水、ばい煙、粉じん、悪臭)	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴い会社名・組織名等が変わる場合には変更手続きが必要です。	環境管理課 環境管理係 099-286-2624
34 フロン類回収業及び引取業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	環境政策課 計画推進係 099-286-2586
35 水俣病総合対策医療事業の医療手帳、保健手帳、治研手帳	左記手帳保持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、手帳の書き換えを希望される方は、当課で手続きができます。	環境政策課 環境保健係 099-286-2584
36 定款(寄附行為)変更認可申請	医療法人	要	住所変更に関する登記完了届を提出してください。なお、定款又は寄附行為上の住所表示を変更したい場合は、変更認可申請が必要です。	医務課 医療歯科保健係 099-286-2707
37 病院・診療所等許可指令書	病院・診療所等	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
38 助産所・施術所・歯科技工所開設届	届出をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	

県関係		「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。			
件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)	
		要・不要	手続きの方法等		
39	被爆者健康手帳 第一種健康診断受診者証 第二種健康診断受診者証	手帳等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。書き換えを希望される方は、市町村窓口で手続きができません。	健康増進課 疾病対策係 099-286-2714
40	原爆諸手当証書	証書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。書き換えを希望される方は、市町村窓口で手続きができません。	
41	被爆体験者医療受給者証	受給者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。書き換えを希望される方は、市町村窓口で手続きができません。	
42	特定疾患医療受給者証	受給者証，登録者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続は必要ありません。	
43	特定疾患登録者証				
44	訪問介護利用者負担額減額認定証	認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。書き換えを希望される方は、市町村窓口で手続きができません。	健康増進課 疾病対策係 099-286-2714
45	訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証				
46	戦傷病者手帳	戦傷病者手帳保持者	不要	住所変更の手続は必要ありません。	社会福祉課 調査援護係 099-286-2830
47	恩給受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続は必要ありません。	
48	介護保険指定事業所の指定	介護保険指定事業所の指定を受けている者	不要	住所変更の手続は必要ありません。なお、指定書の書換えを希望される方は、指定書を添付のうえ、申し出てください。	介護国保課 審査育成係 099-286-2676

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの可否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
49 身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手続きを行ってください。	障害福祉課 各福祉事務所 鹿児島 099-223-0161(代) 揖宿 0993-22-2171(代) 川辺 0993-51-3111(代) 北薩 0996-22-8650 始良 0995-63-3111(代) 曾於 0994-82-1111(代) 肝属 0994-43-3121(代) 各支庁等福祉課 熊毛 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2235 大島 0997-53-1111(代) 瀬戸内 0997-72-0186 喜界 0997-65-0114 徳之島 0997-82-0233 沖永良部 0997-92-0121 与論 0997-97-2274 ハートピアかごしま 099-220-5165
50 身体障害者福祉法による医師指定書	身体障害者福祉法による指定医師	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
51 支援費制度事業者指定書	支援費制度サービス提供指定事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
52 支援費制度受給者証	支援費制度の受給を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手続きを行ってください。	
53 療育手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、合併後に手続きを行ってください。	
54 精神障害者保健福祉手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は、合併後に市町村窓口で手続きができます。	
55 精神障害者通院医療費公費負担患者票	左記患者票をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新しい住所になります。	
56 育成医療の給付	認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
57 保育所の設置認可	保育所	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて手続きを行ってください。	
58 保育所の設置届け	市町村	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて手続きを行ってください。	

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの可否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
59 認可外保育施設の開設届け	認可外保育施設	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて手続きを行ってください。	児童福祉課 施設福祉係 099-286-2771
60 保育士登録	保育士	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	児童福祉課 児童育成係 099-286-2763
61 児童手当	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
62 児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所等は更新時に変更しますので、合併時に住所変更の手続きは必要ありません。	児童福祉課 家庭福祉係 099-286-2766
63 特別児童扶養手当証書	左記手当の受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
64 母子寡婦福祉資金貸付制度	左記の貸付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
65 小児慢性特定疾患治療研究事業	本事業認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。	児童福祉課 母子保健係 099-286-2775
66 未熟児養育医療の給付	認定者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
67 薬局・医薬品製造業・販売業許可証（一般・特例・薬種商）	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	薬務課 薬務係 099-286-2806
68 毒物劇物製造業・販売業登録票（一般・農薬用品目・特定品目）	左記の登録票の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
69 麻薬取扱者免許証（卸業者・小売業者・施用者、管理者、研究者）	左記の免許証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	薬務課 麻薬係 099-286-2804

県関係		「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。			
件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)	
		要・不要	手続きの方法等		
70	食品の営業許可	食品の営業許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	生活衛生課 各保健所 指 宿 0993-22-2171(代) 加世田 0993-53-2315 伊集院 099-273-3111(代) 川 薩 0996-23-3165 出 水 0996-63-3111(代) 大 口 0995-22-2111(代) 加治木 0995-63-3111(代) 隼 人 0995-42-0480 志布志 0994-72-1021 鹿 屋 0994-43-3121(代) 西之表 0997-22-1131(代) 屋久島 0997-46-2024 名 瀬 0997-52-5411 徳之島 0997-82-0149
71	理容所、美容所、クリーニング所の位置等の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。検査済証の書換えを希望される方は、管轄の保健所で受け付けます。	
72	旅館業、公衆浴場業、興行場の営業許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
73	建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
74	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
75	温泉掘削等の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
76	温泉利用許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
77	と畜場法に係る許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
78	社会福祉法人の認可	同法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。定款変更時に併せて手続きを行ってください。	各社会福祉法人の所管課



県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの可否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
79 大規模小売店舗立地法の届出	大規模小売店舗を設置する者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 ただし、大規模小売店舗立地法に基づく届出をしている店舗であって、合併に伴い店舗の名称、設置する者又は小売業者名を変更する場合は変更届が必要となります。	商工政策課 商業貿易係 099-286-2931
80 計量証明事業登録	登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届出時に併せて手続きを行ってください。	計量検定所 099-269-5161
81 特定計量器の修理事業の届出	届出している修理事業者			
82 特定計量器の販売事業の届出	届出している販売事業者			
83 適正計量管理事業の指定	指定を受けている適正計量管理事業所			
84 貸金業の登録	貸金業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届出時に併せて手続きを行ってください。	経営金融課 金融係 099-286-2946
85 電気工事業登録証	電気工事業の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更届出時に併せて手続きを行ってください。	工業振興課 工業指導係 099-286-2965
86 電気工事士免状（第1種、第2種）	電気工事士免状を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。免状の住所の欄は、ご自身で訂正していただいて結構です。	

県関係		「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの可否を簡潔に示したもの。			
件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)	
		要・不要	手続きの方法等		
87	採石業者登録及び岩石採取計画の認可	採石業者登録を受けている業者	要	採石法に基づく登録を受けている場合、登録の変更手続きを行ってください。なお、現在、採取計画の認可(適用除外を含む)を受けている場合は、併せて採取計画の変更手続きを行ってください。	工業振興課 鉱政係 099-286-2964
88	砂利採取業者登録及び砂利採取計画の認可	砂利採取業登録を受けている業者	要	砂利採取法に基づく登録を受けている場合、登録の変更手続きを行ってください。なお、採取計画の認可を受けている場合は、併せて採取計画の変更手続きを行ってください。	
89	工場立地法の届出	特定工場を設置する者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、工場立地法に基づく届出をしている工場であって、合併に伴い工場(会社)の名称を変更する場合は、変更届が必要となります。	企業立地推進室 099-286-2985
90	旅行者、旅行者代理業の登録	左記の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	観光課 企画開発係 099-286-2994
91	通訳案内業免許証	免許証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
92	認定職業訓練を受ける事業所等の所在地	認定職業訓練を行う事業主等	要	変更の手続きを行ってください。	労働政策課 民間訓練係 099-286-3019
93	農業協同組合の定款変更認可	農業協同組合	要	組合の地区についての定款変更を行い、変更認可申請を行う必要があります。	農業経済課 農協指導係 099-286-3124
94	農事組合法人の定款の変更の届出	農事組合法人	要	法人の地区についての定款変更を行い、届出を行う必要があります。	

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
95 普通肥料の登録	普通肥料の登録をしている業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書又は書換交付申請書により食の安全推進課にて手続きを行ってください。	食の安全推進課 生産環境係 099-286-2891
96 特殊肥料生産業者の届出	特殊肥料生産業者の届を出している業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書により生産をおこなう事業所の場所を所管する支庁・農林(水産)事務所にて手続きを行ってください。	
97 指定配合肥料生産業者の届出	指定配合肥料の届を出している業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書により食の安全推進課にて手続きを行ってください。	
98 肥料販売業の届出	肥料販売業の届を出している業者	要	住所変更の手続きは、変更後2週間以内に変更届出書により販売をおこなう事業所の場所を所管する支庁・農林(水産)事務所にて手続きを行ってください。	
99 農薬販売業の届出	農薬販売業届を出している業者	要	住所変更の手続きは、最寄りの支庁・農林事務所にて、合併日から2週間以内に、変更届により手続きを行ってください。	

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
100 動物用医薬品販売許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更手続きは必要ありません。更新時に変更手続きを行ってください。なお、許可証の書き換えを希望される方は管轄の家畜保健衛生所で手続きを行ってください。	畜産課 衛生環境係 099-286-3224
101 飼育動物の診療施設の開設届出	動物診療獣医師	不要	住所変更手続きは必要ありません。	
102 家畜人工授精師免許	免許を受けている方	要	変更届の手続きを行って下さい。	
103 家畜商免許証	左記の免許証の交付を受けている方	要	変更届の手続きを行って下さい。	畜産課 中小家畜係 099-286-3224
104 飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届出	飼料の製造業者、輸入業者及び販売業者の届を出している方	要	変更届の手続きを行って下さい。	畜産課 草地飼料係 099-286-3219
105 海岸保全区域占有許可（海岸保全区域の内、農林海岸のみ農地整備課所管。漁港、港湾等は他課所管です。）	占有許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	農地整備課 計画管理室 099-286-3253
106 公有財産使用許可（公有財産の内、土地改良施設について農地整備課所管です。）	占有許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
107 水産業協同組合の定款変更の届出	水産業協同組合	要	組合の地区についての定款変更を行い、届出を行う必要があります。	林務水産課 漁協係 099-286-3336

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
108 森林組合の定款変更の届出	森林組合	要	組合の地区についての定款変更を行い、届出を行う必要があります。	林務水産課 森林組合係 099-286-3334
109 林地開発許可申請	左記の許可を受けているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	森林保全課 森林保全係 099-286-3391
110 保安林指定(解除)申請書	左記の申請を行っているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、申請地番については、告示の関係で変更を要する場合があります。	森林保全課 保安林係 099-286-3390
111 保安林(保安施設地区)指定施業要件変更申請書	左記の申請を行っているもの	不要	住所変更の手続きは必要ありません。ただし、申請地番については、告示の関係で変更を要する場合があります。	
112 保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書	左記の申請を行っているもの又は許可を受けているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要ありません。	
113 保安林(保安施設地区)作業許可申請書	左記の申請を行っているもの又は許可を受けているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要ありません。	森林保全課 保安林係 099-286-3390
114 保安林(保安施設地区)内間伐(択伐)届出書	左記の届出を行っているもの	不要	住所・届出地番の変更の手続きは必要ありません。	森林保全課 保安林係 099-286-3390
115 捕獲許可証	左記許可証等の所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	森林保全課 保護猟政係 099-286-3394
116 従事者証				
117 狩猟免状				
118 狩猟者登録証				

県関係		「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。			
件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)	
		要・不要	手続きの方法等		
119	漁業の許可	左記の許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。漁業許可更新時に住所の変更を行います。なお、更新時までに変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。	水産振興課 漁業調整係 099-286-3428
120	漁船登録票	左記の登録票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。	
121	船籍票	左記の船籍票の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。なお、変更を希望される方は、管轄する機関で手続きができます。	
122	共同・定置漁業権の免許	左記の免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
123	遊漁船業者の登録	遊漁船業者の登録を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
124	区画漁業権の免許	左記の免許を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
125	漁港施設利用の届出	県管理漁港施設の利用届出をされている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	漁港課 管理係 099-286-3459
126	漁港施設占用の許可（工作物設置、水面占有を含む）	県管理漁港施設の占有許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
127	漁港指定施設使用の許可	県管理漁港指定施設の使用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	

県関係		「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。			
件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)	
		要・不要	手続きの方法等		
128	建設業の許可	一部要	市町村名のみの変更については住所変更の手続きは必要ありませんが、字名等が変更となる場合は、変更手続きが必要です。(大臣許可業者も同様です。)	監理用地課 建設業係 099-286-3490	
129	浄化槽工事業の登録・(特例浄化槽工事業者)届出				
130	解体工事業の登録				
131	建設工事入札参加資格の変更届	参加資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
132	道路占用許可(県道関係)	道路の占用許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	道路維持課 管理係 099-286-366
133	河川・海岸・海底の土地の占用等の許可	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	河川課 管理係 099-286-3566
134	砂防指定地内の行為許可	左記の許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請に併せて手続き行ってください。	砂防課 工事事務係 099-286-3614
135	砂防指定地内の占用許可	左記の許可を受けている方			
136	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	左記の許可を受けている方			砂防課 土砂災害防止推進班 099-286-3616
137	地すべり防止区域内の行為許可	左記の許可を受けている方			

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
138 港湾施設使用許可書	左記の許可等を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。許可の更新時や変更許可申請に併せて手続きを行ってください。	港湾課 管理係 099-286-3636
139 港湾区域内の水域又は公共空地の占用許可書				港湾課 調整係 099-286-3653
140 港湾区域内の水域又は公共空地での土砂採取許可書				
141 屋外広告業の届出	屋外広告業の届出済事業者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更届の際に、併せて手続きを行ってください。	都市計画課 調整係 099-286-3678
142 屋外広告物の表示・設置の許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新の際に、各市町村の窓口で併せて手続きを行ってください。	
143 宅地建物取引業者免許	免許所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や名簿登録事項変更届提出時に新住所で手続きを行ってください。 免許証の書換を希望される業者は書換え交付申請書を提出してください。	建築課 管理係 099-286-3707
144 宅地建物取引主任者資格	資格登録者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。資格登録簿変更登録申請書提出時に新住所で手続きを行ってください。	



県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
145 宅地建物取引主任者証	主任者証所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時や資格登録簿変更登録申請書提出時に新住所で手続きを行ってください。 主任者証の書換を希望される方は書換え交付申請書と主任者証を提出してください。	建築課 管理係 099-286-3707
146 建築士事務所登録	建築士事務所の開設者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に新住所で手続きを行ってください。	建築課 計画指導係 099-286-3710
147 建築士住所	建築士	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
148 定款又は寄付行為の変更認可申請	公益法人	不要	事務所の住所変更手続きは必要ありませんが、定款又は寄付行為上の住所表示を変更したい場合は、変更認可申請が必要です。	総務課 企画調整係 099-286-5191
149 県立図書館の図書貸出券	図書貸出券所持者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県立図書館 099-224-9511
150 国及び県指定文化財	所有者及び管理者	要	所定の届書に指定書(史跡, 名勝, 天然記念物を除く)を添えて, 県教育委員会に提出してください。	文化財課 指定文化財係 099-286-5355
151 銃砲刀剣類の登録	所有者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	文化財課 企画助成係 099-286-5353

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの可否を簡潔に示したものを。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
152 恩給受給者住所	恩給受給者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	福利厚生課 年金給付係 099-286-5220
153 風俗営業許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。書き換えを希望される方は、営業所の所在地を管轄する警察署で手続きを行ってください。 なお、警備員指導教育責任者資格者証及び警備員に係る検定合格証については、交付を受けた警察署で手続きができます。	生活安全企画課 099-206-0110(代) 又は最寄りの警察署
154 古物営業許可証				
155 質屋営業許可証				
156 古物市場主許可証				
157 警備業認定証				
158 警備員指導教育責任者資格者証				
159 警備員に係る検定合格証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所・所在地・本籍変更の手続きは必要ありません。新規許可や更新許可申請時に併せて手続きを行ってください。 なお、書き換えを希望される方は、住所地、事業所を管轄する警察署で手続きができます。	生活保安課 099-206-0110(代) 又は最寄りの警察署
160 猟銃・空気銃所持許可証				
161 銃砲所持許可証				
162 刀剣類所持許可証				
163 人命救助等に従事する者届出済証明書				
164 使用人届出済証明書				
165 猟銃用火薬類等譲受許可証	指定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	交通企画課 099-206-0110(代) 又は最寄りの警察署
166 緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証				
167 緊急自動車・道路維持作業用自動車届出確認証				
168 自動車運転代行業認定証	認定証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	

県関係

「要・不要」は、合併時の住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

件名	該当者	住所変更の手続き		担当部・課(事務所)
		要・不要	手続きの方法等	
169 自動車保管場所証明	自動車保管場所証明書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	交通規制課 099-206-0110(代) 又は最寄りの警察署
170 通行禁止・駐車禁止除外標章・許可証	左記の許可証等の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
171 乗車又は積載の制限外許可証	制限外許可証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
172 自動車運転免許証	市町村合併に伴う住所表示の変更が生じた免許証保有者	要	免許証の本籍・住所の変更が必要です。合併後、警察署(交番・駐在所含む)又は交通安全センターで手続きができます。なお、免許証の更新時に併せて行うこともできます。	免許管理課 099-206-0110(代) 又は最寄りの警察署

## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

項 目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
1 原動機付き自転車（125cc以下のバイク）及び、小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	左記の標識(ナンバープレート)及び証明書をお持ちの方	不要	標識（ナンバープレート）の交換及び標識（ナンバープレート）交付証明書の住所変更の手続きは、必要ありません。 ただし、新しい標識（ナンバープレート）と交換を希望される方は、既に交付されている標識（ナンバープレート）を持参してください。（無料）
2 法人市町村民税に係る法人等の異動（変更）届出書	左記に該当される法人	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
3 市町村・県民税に係る特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	左記に該当される法人	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
4 消防設備士免状	左記の免状をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
5 危険物取扱者免状	左記の免状をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
6 防火管理者資格修了証	左記の免状をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
7 口座振替（引去）依頼書（税・使用料等の納付関係）	納税者等	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
8 口座振替支払請求書	債権者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
9 入札参加資格審査申請書	左記の申請をされている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。

## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

項 目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
10 有害鳥獣駆除許可書	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
11 鳥獣飼養許可書	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
12 農道及び水路の占用許可書	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
13 農業経営改善計画認定書	左記認定書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 更新時に書きかえを行います。
14 農業者年金証書	農業者年金を受給されている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
15 農業者年金被保険者証書	左記の被保険者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
16 農地に関する諸証明書	農地の証明が必要な方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
17 牧場の使用許可書	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
18 共同畜舎の利用許可書	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
19 畜産センターの使用許可書	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。

## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したもの。

項 目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
20 漁港施設占用許可書	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
21 祁答院町バス導入対策事業の無料乗車券。	3年間有効の無料乗車証の受領者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません 更新時に住所表示の変更をします。(既存の手数料と同額500円が必要。)
22 道路占用許可証(市道関係)	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
23 河川占用許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
24 法定外公共物占用許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
25 道路工事施工承認書	左記の承認書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
26 河川工事施工承認書	左記の承認書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
27 特別災害復旧補助金交付決定書(民有地)	左記の決定書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
28 屋外広告物表示(設置)許可書	左記の許可書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
29 市営駐車場月極使用許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。

## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

項 目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
30 建築許可証 (都市計画法第53条)	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
31 土地利用対策要綱承認書	左記の承認書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
32 優良宅地・住宅認定書	左記の認定書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
33 都市公園等の使用許可書	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
34 都市公園等の占用許可書	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
35 開発行為申請書 (都市計画法第29条)	合併前に申請し、合併後に完了検査を受けられる方	要	市町村名変更届を提出しないと、完了検査を受けられません。
36 住宅改良工事計画審査申請書	合併前に申請し、工事完了審査を合併後に申請される方	要	地名・地番変更届を提出しないと、工事完了審査を受けられません。
37 公営住宅使用料納付書	左記の納付書をお持ちの方	不要	既に発行されている納付書の、住所変更の手続きは、必要ありません。
38 市町村営住宅	市町村営住宅の入居者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
39 建築確認申請等	合併前に確認済証が発行され、合併後に完了検査を受けられる方	要	地名・地番変更届を提出しないと、完了検査を受けられません。

## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

項 目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
40 住居表示	住居表示設定区域内の方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
41 建築許可書 (土地区画整理法第76条)	左記の許可書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
42 給水装置の所有者の住所	給水装置を所有されている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
43 水道使用者の住所	水道を使用されている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
44 温泉使用者の住所	温泉を使用されている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
45 指定給水装置工事事業者証	左記の指定を受けている事業者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
46 下水道事業受益者の住所	下水道事業の受益者の方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
47 下水道使用者の住所	下水道を使用されている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
48 下水道排水設備指定工事店証	左記の指定を受けている工事店	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
49 工業用水使用者の住所	工業用水を使用されている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。



## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

項 目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
50 印鑑登録証	印鑑登録証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 合併後、旧市町村発行の登録証をお持ちの方は、随時新登録証と交換します。（無料） ただし、登録証を紛失された方は、再登録の手続きが必要です。（有料）
51 住民票	新市内に住所を有する方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
52 戸籍	新市内に本籍を有する方	不要	本籍地変更の手続きは、必要ありません。
53 外国人登録証	外国人登録をされている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 合併後、来庁の際に変更事項を裏面に記載しますので、登録証を持参してください。
54 住民基本台帳カード	住民基本台帳カードをお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 合併後、来庁の際に変更事項を裏面に記載しますので、カードを持参してください。
55 公的個人認証サービス	電子証明書の発行を受けている方	不要	合併による住所変更では失効しませんが、電子証明書上の住所を変更する場合は、失効手続きを行った上で再度発行を受ける必要があります。（無料）
56 国民年金	国民年金の被保険者及び受給者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
57 犬の飼い主の住所 (飼い犬の鑑札)	犬を飼われている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。

## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

項目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
58 一般廃棄物処理業許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 (許可の範囲内で使用できます。)
59 一般廃棄物収集運搬許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 (許可の範囲内で使用できます。)
60 一般廃棄物搬入許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 (許可期限まで使用できます。)
61 浄化槽清掃許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 (許可の範囲内で使用できます。)
62 墓地等経営許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
63 騒音・振動規制法の特定施設の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
64 公害防止条例の指定施設の届出	左記の届出をされている方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
65 健康手帳	左記の健康手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 ご自分で手帳の住所欄を書き換えてください。
66 母子健康手帳	左記の母子健康手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 ご自分で手帳の住所欄を書き換えてください。
67 健康診査受診票綴	左記の健康診査受診票をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 ご自分で手帳の住所欄を書き換えてください。

## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

項 目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
68 妊婦歯科健康診査実施報告書（受診票）	左記の実施報告書をお持ちの方（樋脇支所管内の方のみ）	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
69 予防接種通知書（予診票）	左記の通知書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
70 インフルエンザ予防接種通知書（65歳以上）	左記の通知書をお持ちの方（樋脇支所、入来支所、東郷支所、祁答院支所及び上甕支所管内の方）	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
71 乳幼児精密健康診査受診票	左記の受診票をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
72 国民健康保険被保険者証（退職被保険者証・資格証明書を含む）	左記の被保険者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい被保険者証を平成17年3月中に郵送します。
73 国民健康保険高齢受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい受給者証は次回更新時に郵送します。
74 国民健康保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい認定証は次回申請時、該当者に交付します。
75 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい認定証は次回申請時、該当者に交付します。
76 国民健康保険特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい受療証を平成17年3月中に郵送します。
77 老人保健医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい受給者証を平成17年3月中に郵送します。

## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

項目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
78 老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい認定証は次回申請時、該当者に交付します。
79 老人保健特定疾病療養受療証	左記の受療証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい受療証を平成17年3月中に郵送します。
80 介護保険被保険者証	左記の被保険者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい被保険者証を平成17年3月中に郵送します。
81 介護保険標準負担額減額認定証	左記の認定証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
82 介護保険特定標準負担額減額認定証（特別養護老人ホーム旧措置入所者に関する認定証）	左記の認定証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
83 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホーム旧措置入所者に関する認定証）	左記の認定証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
84 訪問介護利用者負担額減額認定証（法施行時の訪問介護利用者等の利用者負担額軽減措置）	左記の認定証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
85 社会福祉法人等利用者負担減免確認証（社会福祉法人等による利用者負担の減免措置）	左記の確認証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
86 施設訓練等支援費受給者証（身体障害者・知的障害者・児童）	左記の受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 合併後に新しい受給者証を交付します。

## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

項 目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
87 居宅生活等支援費受給者証 (身体障害者・知的障害者・児童)	左記の受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 合併後に新しい受給者証を交付します。
88 知的障害者施設入所者医療費受診券	左記の受診券をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 合併時に新しい受診券を交付します。
89 鹿児島県心身障害者扶養共済制度 加入証書	左記の加入証書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
90 鹿児島県心身障害者扶養共済制度 年金証書	左記の年金証書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
91 精神保健福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 変更を希望される方は、合併後に手帳を持参のうえ支所及び本 庁へ来庁し、手続きを行ってください。
92 精神障害者通院医療費公費負担患 者票	左記の患者票をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
93 精神障害者居宅介護等事業資格者 証	左記の資格者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
94 重度心身障害者医療費助成金受給 資格者証	左記の資格者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 合併時に新しい受給資格者証を交付します。
95 身体障害者手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 変更を希望される方は、合併後に手帳を持参のうえ支所及び本 庁へ来庁し、手続きを行ってください。

市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものの。

項 目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
96 療育手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 変更を希望される方は、合併後に手帳を持参のうえ支所及び本庁へ来庁し、手続きを行ってください。
97 障害児福祉手当・特別障害者手当 認定通知書	左記の認定通知書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
98 子供発達支援センターつくし園措置 決定通知書	左記の決定通知書をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
99 児童手当	手当の受給者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
100 児童扶養手当（父子手当含む）	手当の受給者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 証書の住所変更については、合併後平成17年8月にある現況届を済まれた方に新住所の証書を交付します。
101 特別児童扶養手当	手当の受給者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
102 乳幼児医療費受給者資格証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
103 ひとり親家庭等医療費助成資格者 証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 資格証の住所変更については、合併後平成17年8月にある現況届を済まれた方に新住所の資格証を交付します。

## 市役所関係

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したもの。

項 目	該当者	住所変更の手続き	
		要・不要	手続きの方法等
104 保育園	在園児等	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
105 児童館、児童クラブ館			
106 育児手当	手当の受給者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。
107 地縁団体	地方自治法第260条の2により認可された地縁による団体	不要	住所変更の手続きは、必要ありませんが、合併後に開催される総会で、規約にある住所等を変更し、新市に届出をしてください。
108 幼稚園・小中学校・高等学校	園児・児童・生徒	不要	公立の幼稚園・小中学校・高等学校への住所変更の届出は必要ありません。公立以外の幼稚園・小中学校・高等学校については、直接お問い合わせください。

その他の機関

「要・不要」は、合併時の、住所変更手続きの要否を簡潔に示したものです。

件名	該当者	住所変更の手続き		関係機関
		要・不要	手続きの方法等	
1 電話に関するお届け住所 (請求書送付先等含む。)	契約者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 なお、電話番号の変更はありません。	NTT西日本鹿児島支店 鹿児島市松原町4番26号 電話：(099)258-8332
2 株主の住所	左記の該当者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	九州電力(株)川内営業所 川内市西向田町6番26号 電話：23-2171
3 電気使用者の住所	契約者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
4 電柱敷地権利者の住所	左記の該当者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
5 自賠償保険等について	契約者	—	手続き等については、各保険会社等に確認してください。	各保険会社等
6 預金通帳、定期預金証書等 キャッシュカード	左記の通帳等をお持ちの方	—	一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、当座 預金・融資取引等がある方は、手続きが必要になる場合が ありますので、詳細については窓口を確認してください。	各金融機関
7 クレジットカード	左記のカードをお持ちの方	—		各金融機関、クレジット会社
8 有価証券、生命保険証書等	株式等の有価証券所有者、 生命・損害保険等の契約者	—	各社とも対応が異なりますので、詳細については各窓口へ 確認してください。	各規約等に定める窓口



## 市町村合併に伴う住所表示変更証明書について

市町村合併により、市町村及び字の名称が変更されることになり、諸手続きの中で住所表示の変更手続きを行う必要がある者への対応について、別紙「住所表示変更証明書」を発行することとする。

発行等の取り扱いについては、次のとおりとする。

新市施行日からの発行とする。

発行対象者は、市町村合併により市町村及び字の名称が変更されることに伴い、住所表示の変更手続きが必要な者

本人申請により、発行する。

手数料は、無料とする。

発行取り扱いは、本庁・市民課窓口、支所・市民福祉課窓口及び各出張所等とする。

交付申請書は、従来の「住民票写・証明・閲覧等請求書（川内市の例）」を使用する。  
（新市施行後は、各支所・出張所も、この様式に統一される。）

(住所表示変更証明書)

## 証 明 書

地方自治法第7条第1項及び第260条第1項の規定により、平成16年10月12日から次のように変更したことを証明します。

市町村の廃置分合（地方自治法第7条第1項関係）

新	旧
鹿児島県 薩摩川内市	鹿児島県 川内市
	鹿児島県 薩摩郡樋脇町
	鹿児島県 薩摩郡入来町
	鹿児島県 薩摩郡東郷町
	鹿児島県 薩摩郡祁答院町
	鹿児島県 薩摩郡里村
	鹿児島県 薩摩郡上甕村
	鹿児島県 薩摩郡下甕村
	鹿児島県 薩摩郡鹿島村

町又は字の区域（地方自治法第260条第1項関係）

新	旧	新	旧
樋脇町市比野	市比野	里町里	里
樋脇町倉野	倉野	上甕町江石	江石
樋脇町塔之原	塔之原	上甕町小島	小島
入来町浦之名	浦之名	上甕町桑之浦	桑之浦
入来町副田	副田	上甕町瀬上	瀬上
東郷町斧淵	斧淵	上甕町平良	平良
東郷町穴野	穴野	上甕町中甕	中甕
東郷町烏丸	烏丸	上甕町中野	中野
東郷町南瀬	南瀬	下甕町青瀬	青瀬
東郷町藤川	藤川	下甕町片野浦	片野浦
東郷町山田	山田	下甕町瀬々野浦	瀬々野浦
祁答院町藺牟田	藺牟田	下甕町手打	手打
祁答院町上手	上手	下甕町長浜	長浜
祁答院町黒木	黒木	鹿島町藺牟田	藺牟田
祁答院町下手	下手	旧川内市の町又は字の変更はありません。	

平成 年 月 日

薩摩川内市長



\* 市町村名、字名の正式な字体については、今後調整する。

\* 新市長誕生までは、職務執行者での証明となる。

## 川薩地区法定合併協議会テレビ会議システム運用開始式について

### 1. 経過

川薩地区法定合併協議会開設準備作業の事務効率向上を図るため、平成16年3月15日に設けた川内市役所と各町村役場間を結ぶテスト回線を活用し、5月11日から「テレビ会議システム」を導入に至った。

今回、この運用開始の式典を本協議会会長出席のもと開催した。

2. 開催日時 平成16年5月11日(火曜日)17:00~17:30

3. 開催場所 川内市役所(4階)第1会議室

4. 出席者 4町4村は中継参加

	市町村等	氏名	備考
1	川内市	森 卓朗	協議会会長
2	川内市	今別府哲矢	協議会副会長
3	川内市	岩切 秀雄	協議会幹事長
4	樋脇町	黒瀬 一郎	代理 宮脇助役(協議会副幹事長)
5	入来町	福元 忠一	
6	東郷町	森蘭 正堂	
7	祁答院町	今村 松男	
8	里村	塩田 至	代理 中村教育長
9	上甌村	藏元欽一郎	
10	下甌村	町 弘道	
11	鹿島村	尾崎 嗣徳	代理 中野助役
12	協議会事務局長	田中 良二	
13	協議会情報政策調整会議座長	村尾 光政	

協議会事務局

電算担当次長 津曲利郎、企画産業建設班長 古川英利

情報政策グループ長 瀬戸口良一、同グループ員 田中晴樹 茶園勝久 宮内博文 福留浩二 その他 関係グループ長等

### 5. 祝辞

- ・樋脇町助役 宮脇 秀隆
- ・入来町長 福元 忠一
- ・東郷町長 森蘭 正堂
- ・祁答院町長 今村 松男
- ・里村教育長 中村 順一
- ・上甌村長 藏元欽一郎
- ・下甌村長 町 弘道
- ・鹿島村助役 中野 捷

### 街づくりをテレビ会議で 離島抱える鹿児島の法定協

新しい街づくりをテレビ会議で -。10月に合併し「薩摩川内市」になる鹿児島県川内市や甑島列島の下甑村など9市町村が、各自治体を動画と音声で結ぶシステムを導入、11日に首長らがネットワークで参加する運用開始式典を開いた。

新市誕生に向け、離島を含めた密な意見交換が狙い。総務省市町村課は「離島地域の交通の不便さをカバーするネットワーク化を先取りした」と評価している。

システムは、光ファイバーなどの高速回線を利用。出席者はヘッドホンマイクを着用し、パソコンに取り付けられたカメラに向かって話をする。

各参加者が見るディスプレイ上には、一度に全員が映し出される仕組みで、この日は9人の首長らの顔が勢ぞろい。「よか(良い)つら(顔)じゃ」と軽口が飛び、笑いが起きた。

法定合併協議会事務局は「メールやファクスだと一方通行の繰り返し。双方向で詰めたやりとりができる」と顔の見えるメリットをアピール。島側の参加者からは「悪天候で船が欠航して、会議に参加できないこともあったが、もう大丈夫」との声も出た。

合併後は島しょ部と本土の学校交流などに、システム利用を拡大する予定だ。(共同通信)

[5月11日 20時0分更新]



## 新市誕生シンポジウムの開催について

### 1．開催目的

平成16年10月12日の「薩摩川内市誕生」に向け、新たなまちづくりの情報を発信し、「薩摩川内市」の行方を市内外、特に住民や各種団体等の方に自分の問題としてとらえてもらい、新市の理解を深めていただき、新市民としての一体感の醸成に資するためシンポジウムを開催する。

### 2．開催日時

(1) 開催日時 平成16年8月8日(日曜日) 14時～16時30分予定

(2) 会場 川内市国際交流センター(400席)

### 3．会次第(案)

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 基調講演

(4) パネルディスカッション(コーディネーター1名、パネリスト3～4名を予定)

(5) 閉会

### 4．作業予定

6月 開催告知

8月 シンポジウム実施

9月 シンポジウム内容の周知広報

### 5．その他

- ・聴講者は、一般募集するほか、関係9市町村の公共的団体の代表者などへも依頼し、類似団体代表者が一堂に会するきっかけとしたい。

## 一部事務組合の協議状況について

月 日	会議名	協議事項	確認事項
平成 16 年 4 月 19 日	薩摩東部合併協議会事務局事務局打ち合わせ	・川薩地区スケジュール ・今後の協議の進め方	・川薩地区のスケジュールに沿って協議を進める。 ・組合構成町での協議を進める。
4 月 30 日	祁答院地区消防組合幹事会	・協議スケジュール ・基本的事項方針案について ・今後の協議の進め方	・持ち帰り協議とする。 ・次回会議は、幹事会・助役会議とする。
	薩摩郡東部衛生処理組合幹事会	・協議スケジュール ・基本的事項方針案について ・今後の協議の進め方	・持ち帰り協議とする。 ・次回会議は、幹事会・助役会議とする。
5 月 6 日	川薩地区介護保険組合担当課長会議	・協議スケジュール ・基本的事項方針案について ・今後の協議の進め方	・持ち帰り協議とする。
5 月 11 日	串木野市来合併協議会事務局打ち合わせ	・川薩地区スケジュール ・今後の協議の進め方	・川薩地区のスケジュールに沿って協議を進める。 ・組合構成町での協議を進める。
	祁答院地区消防組合幹事会・助役会	・協議スケジュール ・基本的事項方針案について	・財産処分の協議資料を整理のうえ、協議を進める。
5 月 14 日	薩摩郡東部衛生処理組合構成町助役会・幹事会	・協議スケジュール ・基本的事項方針案について	・財産処分等の協議資料を整理のうえ、協議を進める。
5 月 17 日	川薩地区介護保険組合担当課長会議	・基本的事項方針案について ・今後の協議の進め方	・負担金の協議資料を整理のうえ協議を進める。 ・次回会議は、助役会議とする。

## 事務の進捗状況について（前回報告以降4月25日～5月27日現在）

班 名	状況報告
地域情報ネットワーク整備 電算データ統合 電算システム統合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月26日 電算定例会[4]</li> <li>・5月4日 行政系サーバ機器等移設（～5日）</li> <li>・5月8日 甑島4村電算室配線及びパソコン設定（～9日）</li> <li>・5月9日 電源設備工事及び各種サーバ確認試験等</li> <li>・5月10日 電算定例会[5]</li> <li>・5月11日 テレビ会議システム簡易型運用開始式</li> <li>・5月12日 電源設備工事等</li> <li>・5月17日 電算定例会[6]</li> <li>・5月24日 電算定例会[7]</li> </ul>
共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月5日 新体制執務開始</li> <li>・4月5日 事務局員説明会</li> <li>・4月6日 開設作業項目洗い出し（～16日）</li> <li>・<b>事務事業数 1,586項目、開設作業項目数 6,644項目（H16.4.20現在）</b></li> <li>・4月19日 細部調整結果確認作業（～23日）</li> <li>・4月22日 住所表示変更に伴う諸手続き確認作業（国・県・市）（～30日）</li> <li>・4月30日 公共的団体等の調整作業開始</li> <li>・5月10日 各種制度等確定作業開始</li> </ul>
総務消防議会班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月11日 地域防災検討会議</li> <li>・5月12日 人事担当部課長会議</li> <li>・5月17日 人事担当部課長会議</li> <li>・5月18日 市章募集ポスター・チラシ各市町村へ配布</li> <li>・5月27日 財務会計専門部会</li> <li>・設置選挙関係県選挙管理委員会協議中</li> </ul>
企画産業建設班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5月13日 観光協会・特産品協会・商工会・旅館組合の統合意向等調査着手</li> <li>・5月14日 サイン（誘導標識・説明看板）現況調査完了</li> <li>・5月17日 川内市土地開発公社理事会（存続公社としての定款変更）</li> <li>・5月21日 産業経済専門部会</li> <li>・5月21日 コミュニティ調整会議</li> <li>・5月24日 企画政策専門部会</li> <li>・5月25日 水道専門部会</li> <li>・5月25日 建設専門部会</li> </ul> <p>協議会日より 第10号発送（5月18日） 第17回協議会分報告・市章募集等ホームページ「第16回協議会会議録、総務大臣からの回答書、テレビ会議運用システム運用開始式典の状況報告、事務の進捗状況」等を追加した。</p> <p>5月25日現在 アクセス件数 34,539件 （前回4月23日時点30,551件）</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp">http://www.sensatu-gappei.kagosima.jp</a></p>
市民福祉教育班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月26日 教育専門部会・分科会合同会議</li> <li>・4月30日 薩摩郡東部衛生処理組合担当課長会議</li> <li>・5月6日 川薩地区介護保険組合担当課長会議</li> <li>・5月10日 市民福祉専門部会</li> <li>・5月11日 串木野・樋脇清掃組合打合せ</li> <li>・5月12日 各診療所業務委託契約調査</li> <li>・5月14日 薩摩郡東部衛生処理組協議</li> <li>・5月17日 川薩地区介護保険組合担当課長会議</li> <li>・5月26日 市民福祉専門部会・5分科会合同会議</li> <li>・生活保護業務移管の調整に着手</li> </ul>

## 6. その他

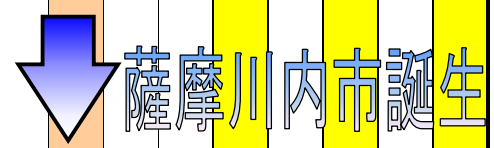
### 次回協議会の開催等について

会議名	日程	会場	協議内容
第20回幹事会	平成16年 6月17日(木) 午後1時30分~	サンアリーナせんだい (川内市)	協議内容 ・開設作業状況報告
第19回協議会	平成16年 6月24日(木) 午後1時30分~	ホテル太陽パレス (川内市)	報告内容 ・開設作業状況報告



# 薩摩川内市開設スケジュール

	15年度			16年度						17年度								
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
1 合併協定書調印式		2/19調印式																
2 廃置分合議案の議決			廃置分合議案の議決															
3 知事への申請			知事への申請															
4 県議会へ議案提出					県議会へ議案提出													
5 県議会の議決					県議会の議決													
6 知事の決定					知事の決定													
7 総務大臣への届出						総務大臣への届出												
8 総務大臣の告示							総務大臣の告示											
9 合併協議会等開催計画		2/19協議会(協定書案承認)・調印式		3/27協議会(議決状況報告、市章候補検討小委員会設置規程、平成16年度予算・計画、4月からスケジュール等)		4/27協議会(平成15年度決算審議、新市施行までの業務、市章等募集要項等報告)		5/28協議会(市名変更に伴う官公署等手続き、新市誕生シンポジウム等)		6/24協議会(開設作業状況報告、新市組織機構等)		7/29協議会(開設作業状況報告、開庁・開庁式、新市誕生シンポジウム等)		8/26協議会(総務大臣告示、市章募集結果報告、住民周知事項、条例規則専決、協議会解散議案協議)		9/30協議会(平成16年度決算見込み、市章選考状況報告、職務執行者、協議会解散等)		
10 幹事会開催計画	5	12	20	22	20	17	22	19	16	10/12開庁式	市長・議員選挙							
11 協議会だより発行計画	発行		発行 調印式		第9号発行 廃置分合議案議決/知事申請 平成16年度事業計画、予算 事務局新体制 新市開設スケジュール	第10号発行 平成15年度事業報告、決算 新市施行までの業務 市章募集要項	第11号発行 新市開設準備状況	第12号発行 市名変更に伴う手続き(官公署) 新市開設準備状況	第13号発行 新市誕生までの経過等 総務大臣告示、開庁式 市章募集結果 住民周知事項等	第14号発行 平成16年度決算見込み 職務執行者 協議会解散報告								
12 合併準備作業計画																		
13 1 新市組織機構	調整作業						新市組織確定											
14 2 人事				協議				一次内示	二次内示	三次内示								
15 3 専決事項調整								専決事項確定										
16 4 文書管理・引越し	管理方法協議			決定			整理開始		目録調製				引越し					
17 5 公印作成	作成成分協議決定						発注						使用開始					
18 6 新市実施計画策定					要領策定・調査通知			ヒアリング/素案作成	素案調整	素案調整								
19 7 新市予算編成				着手				懸垂幕・カウンタボード設置	予算調製	予算書作成				決定				
20 8 合併関連広報																		
21 9 開庁式典準備				協議開始									開庁式					
22 10 記念式典																	記念式典	
23 11 市章募集				検討小委員会準備○	○第1回検討小委員会 募集要項決定○			○募集開始(6/1)		○募集締切(7/31)○		○第2回検討小委員会○	○第3回検討小委員会	○協議会報告	【新市へ引継ぎ】	○制定(告示)		
24 12 祁答院分署整備							設計			仮庁舎改修工事発注			仮庁舎共用開始					
25 13 選挙	実施方針決定				県選挙管理委員会協議					選挙スケジュール確認			選挙					
26 14 共用備品				協議開始				発注					配布					
27 15 共用印刷物				協議開始				発注		納品			配布					
28 16 本庁公用車駐車場整備					設計		工事発注	工事着手		完成								
29 17 観光パンフレット等作成				内容検討					印刷発注				配布・PR開始					
30 18 地域情報ネットワーク							暫定ネットワーク工事着手			暫定ネットワーク仮稼働			暫定ネットワーク供用開始				(本)ネットワーク供用開始	
31 19 電算データ・システム統合		テスト準備							並行運用開始				本稼働					
32 20 地区コミュニティ協議会				協議検討					地区校区への説明	地区コミュニティ協議会設立準備開始								
33 21 地域防災計画				着手	仕様書作成	検討会議	委託業務発注						原案策定	庁内協議防災会議	県申請	県承認		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		
41																		
42																		
43																		
44																		
45																		
46																		
47																		
48																		
49																		
50																		
51																		
52																		
53																		
54 事務事業一元化調整	作業シート作成完了	具体的な調整方針協議 一元化作業の具体的な内容協議	具体的な調整方針決定	移行準備作業						職員研修			実務開始					
55 公共的団体等整備統合計画	協議先調整	協議主体、協議先等の整理	スケジュール調整	協議開始														
56 例規整備	調整協議	例規調書作成完了	内容審査開始					最終審査	仮例規集作成 専決準備				専決処分 公布施行	議案準備				
57 事務処理マニュアル	調整協議	システムへの入力完了	DB作成 CD-ROM完成						とりまとめ									
58 一部事務組合関係	調整協議		○組合、構成団体長 変更依頼	○組合協議	○組合協議完了				○議決依頼	○構成市町村議決			○規約変更等申請 許可					
59 職務執行者選任										職務執行者選任								
60 各種委員会委員等の選任																		
61 1 教育委員会														10/12臨時の教育委員会設置				
62 2 選挙管理委員会		*選出方法協議	選出方法	各委員会委員等により協議開始					協議					10/12暫定的な選挙管理委員会設置				
63 3 固定資産審査委員会			スケジュール等確認						新市発足後のスケジュール確認					10/12暫定的な固定資産委員会設置				
64 4 農業委員会[推薦委員]														10/12推薦委員を職務執行者が専決処分				



平成16年度 川薩地区法定合併協議会 協議日程について

月	日	曜日	時間	会議名	協議内容	合併関連項目	会場	
6	17	木	13:30	第20回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃置分合県議会へ議案提出</li> <li>・県議会議決</li> <li>・廃置分合県知事決定</li> </ul>	川内市 サンアリーナ せんだい	
	24	木	13:30	第19回協議会	・開設作業状況報告		川内市 ホテル 太陽パレス	
7	22	木	13:30	第21回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務大臣への届出</li> </ul>	川内市 サンアリーナ せんだい	
	29	木	13:30	第20回協議会	・開設作業状況報告		祁答院町 いこいの村 いむた池	
8	19	木	13:30	第22回幹事会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務大臣告示</li> </ul>	川内市 サンアリーナ せんだい	
	26	木	13:30	第21回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務大臣告示</li> <li>・市章募集結果報告</li> <li>・住民周知事項</li> </ul>		樋脇町 ホテル グリーンヒル	
9	16	木	13:30	第23回幹事会			川内市 サンアリーナ せんだい	
	30	木	13:30	第22回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度決算見込み</li> <li>・市章候補協議</li> <li>・協議会解散等</li> </ul>		川内市 ホテル 太陽パレス	
10	12	火	薩 摩 川 内 市 誕 生					